

# 固定資産評価審査委員会事務 の共同化について

鳥取中部ふるさと広域連合

# 1 鳥取中部ふるさと広域連合の概要

- ・ **発足年月日** 平成10年4月1日

- ・ **発足の背景**

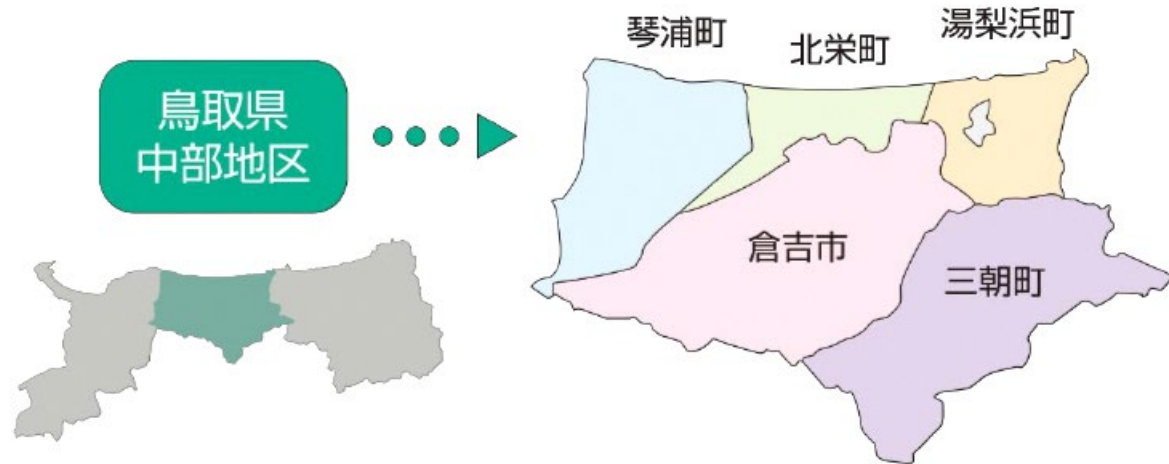
鳥取県中部地区の倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町の1市8町1村では、平成10年3月31日をもって従来の一部事務組合「中部広域行政管理組合」を解散し、平成10年4月1日、「鳥取中部ふるさと広域連合」を設置して、し尿処理、ごみ処理、広域消防等の従来組合で実施していた8事務に、新たな事務として滞納整理事務、固定資産評価審査事務、休日急患診療所及び病院群輪番制病院運営に関する事務の3事務に鳥取県から権限委譲を受けた消防に係る2事務を加え広域連合をスタートさせた。

- ◇権限委譲を受けた全国初の広域連合

- ◇税の滞納整理を担う全国初の広域連合

# 構成市町の状況

	面積 (令和2年版県勢要覧)	人口 (令和2年国勢調査)
倉吉市	272.06km <sup>2</sup>	46,485人
湯梨浜町	77.94km <sup>2</sup>	16,050人
三朝町	233.52km <sup>2</sup>	6,060人
北栄町	56.94km <sup>2</sup>	14,228人
琴浦町	139.97km <sup>2</sup>	16,365人
<b>合計</b>	<b>780.43km<sup>2</sup></b>	<b>99,193人</b>



# 実施事務の内容

- 1 広域観光、広域文化、広域産業等の振興及び広域情報化の促進に関する事務
- 2 ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務
- 3 し尿処理施設の設置及び管理に関する事務
- 4 火葬施設の設置及び管理に関する事務(琴浦町を除く。)
- 5 消防(消防団事務を除く。 )及び救急に関する事務
- 6 交通災害共済事業に関する事務
- 7 固定資産評価審査に関する事務
- 8 滞納整理に関する事務
- 9 休日急患診療所の運営及び病院群輪番制病院の運営に関する事務
- 10 介護保険及び障害者総合支援に関する事務のうち審査及び判定に関する事務
- 11 消費者安全法(平成21年法律第50号)第8条第2項第1号及び第2号の規定に基づく消費生活相談等の事務並びにこれらの事務に附帯する事務に関すること。
- 12 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)により広域連合が処理することとされた次に掲げる事務
  - ア 火薬類の譲渡、譲受又は消費等の許可等に関する事務
  - イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関する事務

# 鳥取中部ふるさと広域連合の機構

## ■議会

- ◇議員数 15人(倉吉市7人、湯梨浜町2人、三朝町2人、北栄町2人、琴浦町2人)
- ◇常任委員会(各委員会とも5人の議員により構成)
  - ・総務委員会
  - ・消防委員会
  - ・環境福祉委員会
- ◇議会運営委員会 6人

## ■広域連合長及び副広域連合長

- ◇広域連合長 1人(構成市町長のうちから投票により選出)
- ◇副広域連合長 4人(うち代表副広域連合長1人を副広域連合長で互選)
- ◇選任副広域連合長 1人(構成副市町長のうちから、議会の同意を得て、広域連合長が選任する。)

## ■選挙管理委員会 4人(委員長、委員3人)

## ■監査委員 3人(識見を有する者2人、広域連合議会議員1人)

## ■固定資産評価審査委員会 6人(弁護士1人、司法書士1人、不動産鑑定士2人、公認会計士1人、税理士1人)

## ■職員数(令和5年4月1日現在)

- |      |                      |         |            |        |
|------|----------------------|---------|------------|--------|
| ◇事務局 | 職員 26人(うち町からの派遣職員1人) | 再任用職員2人 | 会計年度任用職員5人 | 計 33人  |
| ◇消防局 | 職員149人               | 再任用職員1人 |            | 計 150人 |

## 2 固定資産評価審査委員会事務の共同化について

### 共同化の背景

#### ○地方分権への対応

地方分権に伴い、財政的基盤の弱い市町村において事務量増加への対応等が困難。

平成9年4月 広域連合設置準備及び新規共同処理事務の検討

#### ★固定資産評価審査事務の共同化★

- ・各自治体に委員会の設置が義務付けられており、審査案件がほとんどない自治体であっても、委員の人件費や事務局の運営経費が必要。
- ・地方税法改正により平成9年度から複数の自治体が共同で委員会を設置可能。

⇒共同化により委員の人件費や事務局の運営経費の削減を図ることが可能

※固定資産評価審査事務を新規共同処理事務として決定

平成10年4月 鳥取中部ふるさと広域連合設立

## 処理件数の推移

	平成12年度 (基準年度)	平成13年度	平成14年度	平成15年度 (基準年度)	平成16年度	平成17年度	平成18年度 (基準年度)	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (基準年度)	平成22年度	平成23年度
土地	2	1		2	1		1			2	1	
家屋	2	1		3						1		
計	4	2	0	5	1	0	1	0	0	3	1	0

	平成24年度 (基準年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (基準年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (基準年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (基準年度)	令和4年度	合計
土地	6			3			1			1		21
家屋	1			2								10
計	7	0	0	5	0	0	1	0	0	1	0	31



## 共同化のメリット

- ・ **共同設置による委員の person 費（委員数）、事務局の運営費削減**  
構成市町村に設置されていた固定資産評価審査委員会を広域連合へ集約することで、圏域内における委員数を削減。
- ・ **委員会の高度化（専門性の向上）**  
不動産鑑定評価理論、法理論及び税法理論に精通した学識経験者から委員を選任し、専門知識を備える委員を確保することにより、高度で公平・効率的な審査を行うことができる。

## 課題

- ・ **申出を行う場所が遠方になることによる住民サービスの低下**